

税務課

6月30日(水)は町県民税(1期・一括)の納期限《口座振替日》です!

軽自動車税、固定資産税(1期・一括)の納め忘れがないかご確認ください。

| 科目等 | 納期限 《口座振替日》 | 5月31日(月) | 6月30日(水) |
|------------|----------------|----------|----------|
| 軽自動車税 | 全期 | — | — |
| 固定資産税 | 1期・一括 | — | — |
| 町県民税(普通徴収) | — | — | 1期・一括 |

《口座振替がとても便利です》

次の税や使用料などは口座振替がご利用いただけます。

- ①町税 ②簡易水道使用料 ③下水道使用料
- ④農業集落排水施設使用料 ⑤住宅使用料
- ⑥保育園保育料 ⑦児童クラブ利用料
- ⑧幼稚園授業料 ⑨学校給食費
- ⑩下水道受益者負担金

問い合わせ●税務課 ☎0187-84-4902

《口座振替のメリット》

- 料金のお支払いに出向く手間がはぶけます。
 - お忙しい方には最適!お支払いのうっかり忘れがなくなります。
 - お支払いの用紙を紛失してしまう心配がなくなります。
 - 手数料はかかりません!
- 希望される方は次の取扱い金融機関でお申し込みください。

(申し込みの際は通帳と金融機関へ届出している印鑑が必要です)

【取扱金融機関】

| | |
|-----------|----------|
| ○秋田銀行 | ○北都銀行 |
| ○羽後信用金庫 | ○秋田おばこ農協 |
| ○秋田ふるさと農協 | ○ゆうちょ銀行 |

平成22年度町県民税の改正内容をお知らせします

6月に平成22年度町県民税の納税通知書を対象となる方々に送付します(勤務先の給料から毎月天引きされている方には、勤務先を通して送付します)。

また、平成22年度からの主な税制改正は次のとおりです。

1. 個人住民税における住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)が設けられています

「平成11年～18年」および「平成21年～25年」までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けることのできる方は、次のいずれか小さい額が個人住民税から控除されます。

- ①所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税において控除しきれなかった額
- ②所得税の課税総所得金額等の額に5%を掛けて得た額(上限97,500円)

なお、手続きは勤務先の年末調整で適用を受けるか、確定申告時に住宅ローン控除の申告をしてください。町への申告は不要です。

※平成11年～18年までに入居し、かつ退職所得や山林所得などがあるときは、申告をした方が有利になる場合があります。

2. 上場株式等の配当などに対する軽減税率の適用が延長されています

上場株式等の配当・譲渡益に対する軽減税率(10%:所得税7%・住民税3%)が、3年間(平成21年1月1日～平成23年12月31日)延長されます。

【原則は20%(所得税15%・住民税5%)】

3. 上場株式等の配当所得における申告分離選択課税が設けられています

上場株式等の配当所得について、総合課税と申告分離課税のどちらかを選択できます。

また、申告分離課税を選択した場合で上場株式等の譲渡損失があるときは、上場株式等の配当所得との損益通算を行うことができます。

なお、配当控除については、申告分離課税を選択した場合は適用になりません。

4. 土地等の長期譲渡所得にかかる特別控除が創設されました

個人が平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に取得した土地等で、その年の1月1日現在で所有期間が5年を超えるものを譲渡した場合には、その年中の譲渡所得の金額から1,000万円を控除するという特別控除が創設されました。

※対象となる譲渡所得が発生するのは平成27年以降となるため、この特別控除が住民税に反映されるのは平成28年以降となります

問い合わせ●税務課 課税班 ☎0187(84)4902(内線1302、1304)

総務課

美郷町男女共同参画
キャッチフレーズを募集します

男女がお互いを認め合い、分かち合い、支えあう男女共同参画社会を推進し、その趣旨を広く理解してもらうことを目的に、男女共同参画キャッチフレーズを募集します。

募集内容●「男性も女性もいきいきと暮らせる男女共同参画社会」をイメージした親しみやすくて心に残るキャッチフレーズを公募します。応募いただいた中から審査のうえ、最優秀賞・優秀賞を決定します。

※キャッチフレーズとは、商品や団体の運動などを、人の心をとらえるように印象強くうたう文章・文句です。文字数は特に決まりはありません。「標語」で応募していただいてもかまいません。

応募対象●町内に在住または町内に勤務、通学している方

応募規定●応募資格は問いませんが、応募作品は自作で未発表のものに限ります。

- 応募は応募用紙をご利用ください。
- 1人何点でも応募できますが、用紙1枚につき1点とします。

応募方法●総務課、各出張所(学友館、美郷町公民館)に備え付けの応募用紙に記入し、郵送、FAX、メール、持参にて提出してください(応募用紙は町のホームページからもダウンロードできます)。作品には住所、氏名、生年月日、性別、職業(学生は学校名と学年)、電話番号を記載してください。

募集期間●平成22年6月1日(火)～6月30日(水)

審査●美郷町男女共同参画住民懇話会で審査し決定します。

入賞点数●最優秀賞1点/賞状と記念品(図書カード)
●優秀賞 数点/賞状と記念品(図書カード)
※受賞作品は町の広報やホームページ等で発表します。

その他●募集により得られた個人情報は、この事業以外に使用しません。

- 入選作品の著作権は美郷町に帰属します。
- 応募作品は返却しません。

優秀賞受賞作品は、男女共同参画の広報・啓発活動で使用されます。多くのご応募をお待ちしています。

話そう、働こう、育てよう。いっしょに。(平成22年度内閣府「男女共同参画週間」キャッチフレーズ最優秀作品)

応募・問い合わせ●総務課 まちづくり班 〒019-1541 美郷町土崎字上野乙170番地10
☎0187-84-1111 FAX 0187-85-2107 E-mail soumu@town.misato.akita.jp

税務課

国土調査にご協力ください

平成22年度の国土調査を次のとおり行います。関係土地所有者の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

【実施地区】
大字金沢西根 耳取、元安本、元村悪戸、中四ツ谷、下四ツ谷、新田、小町田の各一部

【調査期間】
平成22年6月10日から平成23年3月31日まで

【国土調査とは】
現在使用されている地図や登記簿は明治初期の地租改正時に作られたもので、土地の境界や形状、面積が正確ではない場合もあるのが実態です。国土調査とは現地立ち合いにより土地ごとの地番、地目、

境界等を確認し、埋設した境界杭を最新の技術で測量することで、正確な地図の作製と面積を確定させるものです。土地に関する基礎資料としての活用や課税の適正・公平化、境界紛争の防止などを目的としています。

国土調査を実施した地区については、今後行われることは無いものと考えられ、末代まで受け継がれる大切な調査です。関係土地所有者の皆さんには、お忙しいところご足労をおかけしますが、特段のご協力をお願いいたします。

なお、後日開催する説明会については、関係者の方に直接通知します。

問い合わせ●税務課 課税班 ☎0187-84-4902